

平成28年度

熊野町農業委員会

議事録

第1回

熊野町農業委員会

平成28年度第1回 熊野町農業委員会

日時 平成28年4月20日(水) 午前9時00分開会
午前9時26分閉会

場所 役場3階 303会議室

出席委員(14人)

委員	1番	伊藤	昭博
委員	2番	南田	正孝
委員	3番	藤友	正男
委員	4番	小田原	勝好
委員	5番	伊藤	忠治
委員	6番	荒瀧	穂積
委員	7番	立花	宏保
委員	8番	益永	透
委員	9番	中原	裕侑
委員	10番	原	恭博
会長職務代理者	11番	中村	家隆
委員	12番	植野	宣博
委員	13番	民法	正則
会長	14番	中須	岩登

欠席委員(0人)

議事録署名委員(2人)

委員	7番	立花	宏保
委員	8番	益永	透

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	曾根	和典
	(代理出席:主幹)	穂坂 俊彦)
農業委員会 書記	荻野	孝雄
主事	山本	耕平

会議の概要

議長	そろいましたので、始めます。おはようございます。
一同	おはようございます。
議長	まず、最初に事務局から、新しく担当が変わりましたので、ご挨拶をお願いします。
穂坂 事務局長 代理	皆様おはようございます。 4月から都市整備課に配属になりました。穂坂です。本来の農業委員会事務局長は課長の曽根課長ですが、 中のため、代理で担当させてもらっています。経験のない業務で皆様にはご迷惑をおかけすることもあるとおもいますが、1日でも早く業務を覚えられるようにがんばっていきますので、皆様ご指導のほど、よろしくをお願いします。
荻野書記	続きまして都市整備課の荻野です。私はこれまでも都市整備課には居たのですが、都市計画の方を担当していました。今年度から昨年度まで担当していた久保隅課長補佐、福垣内主任に代わり、今後務めていこうと思います。よろしくをお願いします。
山本主事 (事務局)	都市整備課の山本です。私は今年から役場に勤めることになりました。一年目ということで、勉強不足の面もありますが、これから農業委員を支えていけるようになればと思いますので、ご指導のほど、よろしくをお願いします。
議長	ありがとうございます。頑張ってください。
議長	では、審議に入ります。ただいまの出席委員は14名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達していますので、ただ今から平成28年度

第1回熊野町農業委員会を開会します。

議長 はじめに、会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。

議長 7番 立花委員と8番 益永委員を指名します。

議長 それでは、議事日程に従って審議に入ります。
事務局より本日の議事日程を朗読させます。

事務局 議事日程朗読の前に議案の差し替えをお願いします。お手元に配布しております議案第1号ですが、譲受人と譲渡人が逆となっていたため、訂正したものへ差し替えをお願いします。申し訳ございませんでした。

事務局 それでは、議事日程を朗読したいと思います。
議事日程平成28年度第1回熊野町農業委員会中下記による事件を付議する。
平成28年4月20日 熊野町農業委員会会長 中須 岩登
日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第3 議案第3号 農用地利用集積計画の承認について
日程第4 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 以上になります。

ありがとうございます。

議長 それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議長 事務局より議案の朗読と説明をさせます。

(議案第1号朗読)

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
農地法第3条の規定により、下記のうちの申請があったので審議を求める。
平成28年4月20日提出 熊野町農業委員会会長 中須 岩登

事務局

番号 農地の所在 字深原地番 、地目 登記簿 田、現況 田、
面積 853 m²他 2 筆 合計 1,189 m²、 権利種別 3 条無償移転
譲渡人氏名 熊野町出来庭
申請事由 農業の承継
譲受人氏名 熊野町出来庭
申請事由 新規就農

事務局

番号 初神 丁目 、 地目 登記簿 田、現況 休耕田、
面積 872 m²、 権利種別 3 条有償移転
譲受人 広島市安芸区矢野東 丁目
申請事由 労働不足による
譲渡人 熊野町初神 丁目
申請事由 経営規模の拡大

事務局

番号 農地の所在 字白石 、 地目 登記簿 田、現況 休耕田、
面積 1,616 m²外 2 筆 田合計 3,928 m²、 権利種別 3 条有償移転
譲受人 、外 4 名 熊野町中溝 丁目
申請事由 労働力不足による
譲受人 熊野町初神 丁目
申請事由 経営規模の拡大 以上でございます。

議長

ありがとうございました。

議長	<p>それでは、調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。 番号1を中原委員お願いします。</p>
中原委員	<p>皆様おはようございます。 4月14日の午後事務局の荻野さんと山本さんと3人で現地調査へ参りました。現地の問題はありませんでしたし、譲渡人と譲受人は親子の関係だそうです。問題はないと思います。 以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>
議長	<p>番号2を立花委員お願いします。</p>
立花委員	<p>4月14日事務局の荻野さんと山本さんと現地のほうへ行きました。休耕田になってまして、譲渡人の方が高齢ですが、引き継ぐ子供もいないということで、 さんのほうへ譲渡するという話になっているようです。特に問題はないと思います。 以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>
議長	<p>番号3を民法委員お願いします。</p>
小田原委員	<p>4月14日に事務局の荻野さん、山本さんと現地に調査に行きました。現地は荒れ地の状態ではありますが、将来的には農地として、整備をされるように考えているようです。特に問題はないと思われます。 審議のほどよろしくお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p>

	当案件について、何か質問はありませんか。
原委員	2番目について、 さんと さんは家族？
事務局	違います。
立花委員	譲受人は さんですが、親のほうは、 さんと言って、いろいろあって さんのほうが後見人ということになっています。
原委員	3番の さんが さんから譲受する案件。これ場所は？
小田原委員	工房の上、駐車場の上のほうです。
原委員	はい、大丈夫です。
議長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は許可することに決定しました。
議長	日程第2、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。 事務局より議案の朗読をさせます。

事務局	<p>議案第2号 農地法第4条第1項の許可申請について農地法第4条第1項の規定により下記農地の申請があるので審議を求める。</p> <p>4月20日提出 農業委員会会長 中須 岩登</p>
事務局	<p>番号 農地の所在 川角 丁目 、地目 登記簿 田、現況 田、面積 526 m²外 2筆 面積合計 1,894 m²、</p> <p>申請人氏名 熊野町中溝 丁目</p> <p>転用目的 農地改良(一時転用) 転用理由 日照効率向上のため。</p>
事務局	<p>それでは簡単に説明いたします。農地改良については、届出となっていたが、平成27年の2月に広島県監修の農地法関係事務処理ガイドラインが有効となり一年を超える農地以外の期間もしくは1m以上の盛り土については一時転用として取り扱うことになったため、許可が必要となっております。本件は、隣接の開発により、現状のままでは高低差ができ、日当たりが悪くなるため、盛り土を行い、生産性の向上を目指すものであります。このことについて、工期は半年となっておりますが、1.5mの盛り土を行うため農地転用となり、許可が必要となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございます</p> <p>調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。</p> <p>南田委員お願いします。</p>
南田委員	<p>4月の18日に事務局の荻野さんたちと一緒に現地調査をしました。先ほど説明があったように、そんなに大きな田ではなく、隣に竹藪がありますが、特に問題ないと思います。</p>
原委員	<p>さんの歳はいくつですか。</p>

事務局

さんの歳は、把握できていません。申し訳ございません。

原委員

あと、ここの横の道路も高くなりますか？

事務局

若干高くなると思います。現在その場所に隣接開発の計画が出ていまして、それで今嵩上げをしていると聞いています。

原委員

隣接の開発とは？

事務局

すぐ隣の、農地の隣の家が建っているところが、ディオへ抜ける道路へ着く形で開発される予定となっております。そのままでは高さが出てしますので、

さんのほうでは、今回申請に係った土地も購入したかったらしいのですが、農地のままにしておきたいという さんの意向もありまして、かといってこのままでは日当たりが悪くなるので、今回一緒にするのであれば、無償で嵩上げもできますよということで、今回の話になったと聞いています。

事務局

15件ぐらいの開発になると聞いています。

議長

はい。当案件について、何か質問はありませんか。

議場

(全員：質問なし)

議長

質問がないようですので、お諮りします。

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」ご異議はありませんか。

議場

(全員：異議なし)

議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」は許可することに決定しました。</p>
議長	<p>つぎに、日程第3、議案第3号「農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案第3号 農用地利用集積計画の承認について、農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の承認について意見を求める。平成28年4月20日提出 熊野町農業委員会会長 中須 岩登</p> <p>利用権設定番号1 萩原 丁目 、 地目 登記簿 田、現況 田、面積 967 m²外 1筆 2,949 m²、</p> <p>利用権に設定するもの 氏名 広島市中区加古町</p> <p>利用権の設定を受けるもの 熊野町萩原 丁目</p> <p>利用期間 3年</p> <p>備考といたしまして、賃借権となっております。 以上でございます。</p>
議長	<p>調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。</p> <p>小田原委員お願いします。</p>
小田原委員	<p>お疲れ様です。</p> <p>4月14日に萩野さんと山本さんと現地を調査いたしました。現況水稲をするということですが、荒起こしも済んできれいになっています。すでに整備が済んで、これからきれいに使われるというのであれば、問題ないと思われます。</p> <p>以上です。</p>

議長

当案件について、何か質問はありませんか。

議場

(全員：質問なし)

議長

異議なしと認めます。

よって議案第3号「農用地利用集積計画の承認について」は、許可することに決定しました。

議長

次に、日程4、報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」事務局より報告させます。

事務局

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、下記のとおり受理したことをここに報告する。

平成28年4月20日提出 熊野町農業委員会会長 中須 岩登

番号1 農地の所在 初神 丁目、地目 登記簿 畑、現況 休耕畑、

面積 178 m²外 1筆 計 199 m²、権利 所有権移転

譲渡人 広島市南区東雲町 丁目

譲受人 広島市中区住吉町

転用目的、一般個人住宅、施設等、宅地、受理年月日 平成28年4月8日
以上です。

事務局

届出に係る農地は市街化区域にあり、届出書には法定記載事項が記載されるとともに、必要な添付書類も具備されており、適法な届出と認められるため、届出書を受理しました。

以上でございます。

議長

以上で本日の日程はすべて終了しました。
その他、事務局から何かございませんか。

議場

(全員：質問なし)

議長

それでは、次回農業委員会は **5月20日(金)午前9時から** 開催予定です。
議案については 5月13日以降に事務局より配布いたします。
以上をもちまして、平成28年度第1回 熊野町農業委員会を閉会します。
ありがとうございました。